

本日、基本的対処方針が一部変更され、感染防止策としてのマスク着用の考え方の見直しがなされ、令和5年3月13日から適用することとされたこと等を踏まえ、令和5年1月27日事務連絡について、令和5年3月13日以降の「その他の都道府県」におけるイベントにおける基本的な感染対策の見直し等を行いましたので、改定版の事務連絡を通知します。

事 務 連 絡
令和5年2月10日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和5年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更されたこと等を踏まえ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、3月13日以降のイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策については別紙4、効果的な換気のポイントについては別紙5のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにも留意されたい。

記

1. イベントの開催制限

（1）特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三（５）１）等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベント（開催される施設等の種類を問わない。以下同様とする。）の開催をイベント主催者等に対して、法第２４条第９項に基づき要請すること。

① 感染防止安全計画（以下、「安全計画」という。安全計画の概要等については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）」（令和５年２月10日事務連絡）を参照されたい。）を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限１０，０００人かつ収容率の上限を１００％とする。
- さらに、別途定める対象者に対する全員検査（以下「対象者全員検査」という。対象者全員検査については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和４年１月７日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和４年１月７日事務連絡）等を参照されたい。）を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
- なお、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限（緊急事態措置区域においては１０，０００人）を超える範囲の入場者とする。

② それ以外の場合

- 人数上限５，０００人かつ収容率の上限を５０％（大声あり。大声ありの定義等については１．（４）ウ．を参照されたい。）又は１００％（大声なし）とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より１年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、イベント主催者等に周知すること。

イ． 営業時間短縮等の要請

原則、要請を行うことを求めないが、地域の感染状況等を踏まえ、

都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可能とする。

ウ. チケット販売の取扱い等

(ア) 緊急事態措置の公示が行われた日から最大3日間の周知期間終了後までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）には、周知期間終了までに販売されたものに限り、上記ア. 及びイ. は適用せず、販売したチケットを自らキャンセルする必要はないものとイベント主催者等に周知すること。

(イ) 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記ア. 及びイ. を満たすこと。

エ. 公示された緊急事態措置を実施すべき期間終了後に開催予定イベントの取扱い等

公示された緊急事態措置を実施すべき期間終了後に開催予定のイベントのチケットを販売する場合は、措置期間の延長が行われる可能性があることを踏まえて、慎重を期すこと。

(2) 重点措置区域である都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)2)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

②それ以外の場合

- 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の

配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、イベント主催者等に周知すること。また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。

(3) その他の都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)3)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

②それ以外の場合

- 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
- この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけること。また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。

(4) 留意事項

ア. 感染拡大防止に必要な取組の継続等

都道府県においては、これまでの事務連絡も参照しつつ、別紙2に示すイベント開催等に必要な感染防止策等を実施するよう、事業者等への周知徹底を引き続き行うこと。なお、マスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本とする」ことを踏まえ、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はないこと及びイベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができることに留意すること。

イ. 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意し、徹底すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

ウ. 収容率の目安判断に当たっての留意事項等について

収容率の目安判断に当たり、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

➤ 観客間の大声・長時間の会話

➤ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

エ. 問題が確認されたイベント主催者等への対応等について

問題が確認されたイベント主催者等への対応については、これまで令和3年9月28日事務連絡1.(3)⑥等において周知しているところであるが、各都道府県及び関係府省庁は、引き続き、次の対応を行うこと。

(ア) 都道府県

都道府県は、感染防止策の不徹底やクラスター発生の可能性がある場合など問題が確認されたイベント主催者等に対して、必要に応じて、法第24条第9項等に基づき、速やかな結果報告資料の提出や、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限100%の適用を行わないこと等を当該イベント主催者等に対して個別に要請を行うこと。

(イ)関係府省庁

関係府省庁は、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認し、問題発生事例を踏まえ、イベント開催時に必要な感染防止策の見直しや業種別ガイドラインの改訂等の適切なフォローアップを行うこと。

※各都道府県及び関係府省庁は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたと判断したイベント主催者等については、相互に情報共有すること。

※当該イベント主催者等の情報については、必要に応じて内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（以下「コロナ室」という。）を通じて各都道府県及び関係府省庁間で共有する。コロナ室への情報共有に当たっては、当該情報が各都道府県及び関係府省庁にも共有されることに留意し、各都道府県や関係各府省庁はイベント主催者等に対し事前の説明を行うこと。

オ. 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項等

- 関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に当たって、イベント開催時に必要な感染防止対策の徹底や開催制限の目安を踏まえた開催規模・時期の検討等に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体的に検討する必要がある。各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。
- お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や、過去の感染事例を踏まえた出演者が取り得る感染対策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。

カ. その他留意事項等について

- 上記の人数上限や収容率要件の解釈については、令和3年2月26日事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。

- 「イベント」については、都道府県知事の判断により、特定都道府県や重点措置区域である都道府県全域において、遊園地やテーマパーク等を含めることができること。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第45条第2項等）

(ア) 飲食店（第14号）

- 特定都道府県は、基本的対処方針三（５）１）等に基づき、法第45条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うこと。ただし、都道府県知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）において21時までの営業（酒類提供も可能）もできることとするほか、認証店において、対象者全員検査を実施した場合には、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供できることとする。
- その際、休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について（周知）」（令和3年7月8日事務連絡）のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨をコロナ室に報告すること。
- 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- 以上の要請に当たっては、特定都道府県は、関係機関とも連携し、

休業要請、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その８）」（令和５年年２月１０日事務連絡）等も踏まえて、特定都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

（イ）遊興施設（第１１号）のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）

- 特定都道府県は、基本的対処方針三（５）１）等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）に対し、前記２．（１）ア．（ア）と同様の要請を行うこと。ただし、飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）におけるカラオケ設備の提供については、認証店であることを要件としないが、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

（ウ）結婚式場等

- 特定都道府県は、基本的対処方針三（５）１）等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食業の許可を受けている結婚式場等に対し、前記２．（１）ア．（ア）と同様の要請を行うこと。
- なお、披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

イ．集客施設への要請等（法第４５条第２項等）

（ア）特定都道府県は、基本的対処方針三（５）１）等に基づき、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第４５条第２項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第１２条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。また、上記の要請に際しては、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行うよう事業者には要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の

措置の双方を含むものである。

● 施設全体での措置

- ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

● 売場別の措置

- ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
- ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

(イ) 関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。

(2) 重点措置区域である都道府県

基本的対処方針三(5)2)等に基づき、都道府県知事の判断により、以下の要請又は働きかけを行うこと。まん延防止等重点措置に係る要請の対象については、令和3年2月12日事務連絡「「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(新型インフルエンザ等対策特別措置法関係)」第1.6(1)等を参照されたい。

なお、各都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(法第31条の6第1項等)

基本的対処方針三(5)2)等に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 飲食店

- 都道府県は、措置区域において、法第31条の6第1項等に基づき、認証店以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対する営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間の短縮(21時までとすることを基本とする。)の要請を行うことと

する。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能とする。
(また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。)

- その際、営業時間の短縮等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について（周知）」（令和3年7月8日事務連絡）のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨を当室に報告すること。
- 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
- 以上の要請に当たっては、都道府県は、関係機関とも連携し、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その8）」（令和5年年2月10日事務連絡）等も踏まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

(イ) 遊興施設のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）

前記2. (2)ア. (ア)と同様の要請を行うこと。

(ウ) 結婚式場等

- 基本的対処方針三(5)2)等に基づき、飲食業の許可を受けている結婚式場等に対し、前記2. (2)ア. (ア)と同様の要請を行うこと。
- なお、披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

イ. ア. 以外の施設（法第31条の6第1項等）

- 都道府県は、基本的対処方針三(5)2)等に基づき、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、措置区域において、法第

31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。

- 要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者に対し行うものであることに留意すること。
- なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものであることに留意すること。

（3）その他の都道府県

ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（法第24条第9項）

- 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その8）」（令和5年年2月10日事務連絡）等も踏まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。
- 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合（オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大の場合を除く。）には、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
- 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合には、必要に応じて、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
- 上記の要請に当たっては、都道府県は、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めるものとする。

3. 外出・移動

（1）特定都道府県

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うこと。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して、必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

(2) 重点措置区域である都道府県

都道府県は、措置区域において、法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。

都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。

都道府県間の移動については、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すこと。また、都道府県知事の判断により、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すことができることとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

(3) その他の都道府県

都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すこと。また、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すことができることとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

都道府県は、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。

都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

4. その他留意事項等

- 感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、対象者全員検査等を活用しないことも可能とする。また、重点措置区域である都道府県又はその他の都道府県において、行動制限の緩和に際し、都道府県知事の判断により、飲食店等の事業者等に、対象者全員検査の実施又はワクチン・検査パッケージ制度の適用のいずれか一方を選択させることも可能とする。
- 都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定し得ることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。
- その際は、各都道府県における取組の内容が公表されるまで内容が一般に明らかになっていないことから、要請等の速やかな公表及び適切な周知期間の設定について特に留意されたい。
- 本事務連絡で示した取組よりも緩やかな取扱いを行う場合には、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。
- 関係府省庁は、所管団体及び独立行政法人等に対し、事業者において別紙4及び別紙5の感染防止策が実施されるよう、基本的な感染防止策や業種別ガイドライン等の内容を再点検し、必要に応じて、感染防止策の見直しや業種別ガイドラインの策定及び改訂を行うよう促すこと。また、関係団体による業種別ガイドラインの策定及び改訂に際しては、感染防止策に資する情報を適時適切に提供すること。なお、関係団体の自主的な取組であることに留意すること。
- まん延防止等重点措置を終了する都道府県においても、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況など、地域の実情を踏まえ、法第24条第9項に基づく措置やオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策等を引き続き実施すること。
- 都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。
- 関係府省庁及び都道府県は、令和4年3月11日の新型コロナウイルス

ス感染症対策分科会の中間とりまとめ「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」を踏まえ、飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組を推奨すること。

- 「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」（令和4年11月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）における、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく感染拡大防止措置の規定「住民への協力要請（法第24条第9項）又は呼びかけ」④については、以下の点に留意の上、感染拡大防止及び社会経済活動の維持の観点で踏まえ、慎重に検討されたい。
- ✓ 「混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。」については、以下に留意すること。
 - 法第24条第9項に基づく要請又は法令に基づかない呼びかけの選択が可能であること。
 - 今後、医療負荷増大期になった段階で取り得る対策の例として、より慎重な行動を求める内容を示したものであり、地域の実情に応じて、都道府県の判断で、独自の対策を実施することや段階的に実施すること等が可能であること。
 - 広く、外出そのものを控えるとの趣旨ではないこと。
- ✓ 「特に、大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断する。」については、以下に留意すること。
 - 今後、医療負荷増大期になった段階で取り得る対策の例として、より慎重な行動を求める内容を示したものであり、地域の実情に応じて、都道府県の判断で、例えば、大人数の会食の場合には事前検査を行うなど感染対策を徹底すること、大規模なイベントについて主催者が講じる感染防止策の内容を事前に確認することや自らの健康状態によっては参加を見合わせることを要請・呼びかけることも可能であること。
- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第

114号)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける」とされている。また、5類感染症に位置づけられることに伴い、「特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する」、「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)についても廃止する」とされている。これに伴い、本事務連絡も廃止されることとなる。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定（注 1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注 2)	収容定員まで（注 3）	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注 2)	100%	
重点措置 区域	人数上限(注 2)	収容定員まで（注 3）	5,000人
	収容率上限 (注 2)	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注 5）	原則要請なし（注 5）
	人数上限(注 2)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 6）	5,000人
	収容率上限 (注 2)	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注 1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注 2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注 3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

（注 4）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注 5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注 6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

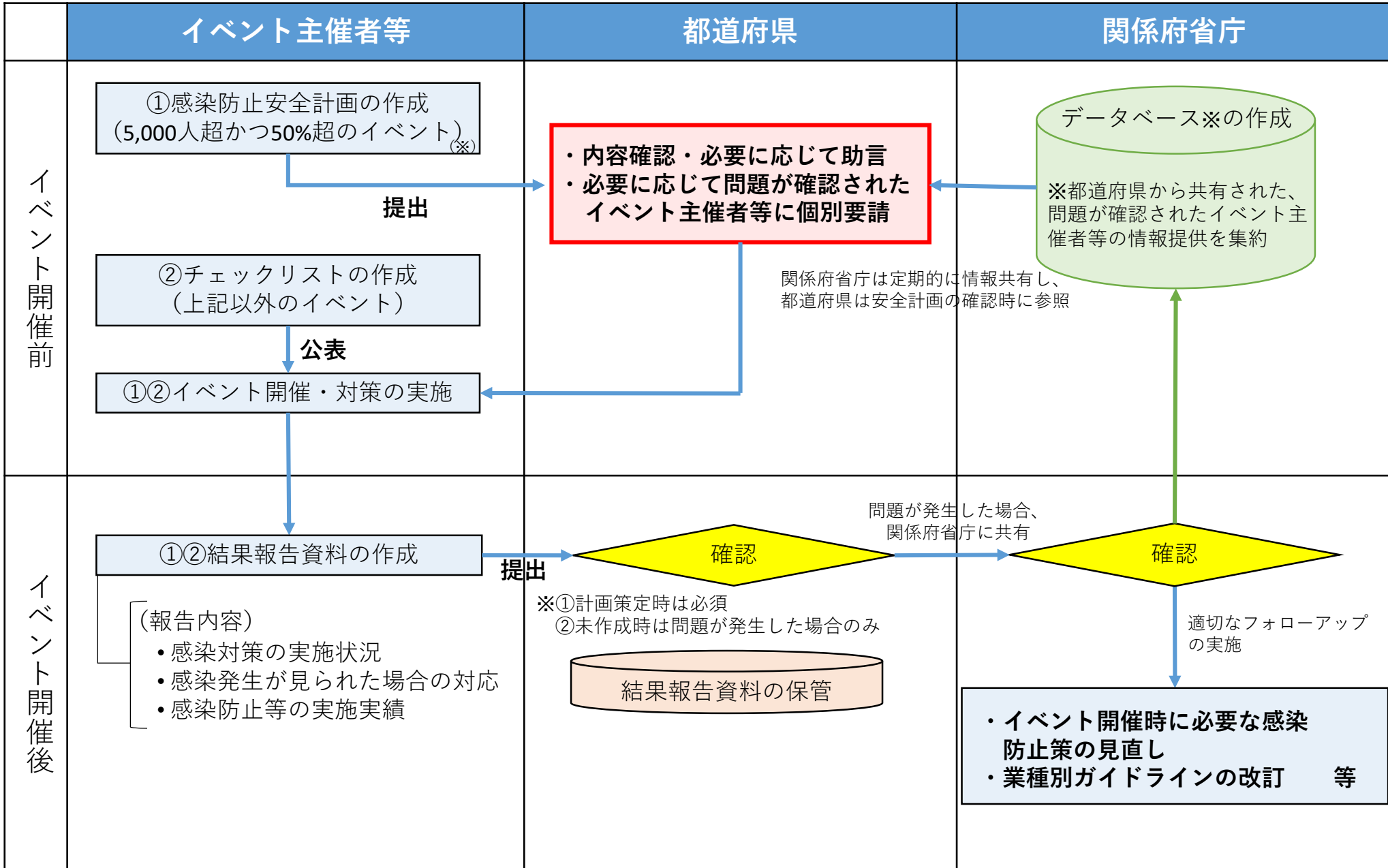
基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策 ①飛沫感染対策 □適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 □イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保 ②エアロゾル感染対策 □機械換気による常時換気又は窓開け換気 ＊必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） ＊機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け ＊機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% ＊屋外開催は除く □適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】 □イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	⊖マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 ＊マスクを着用しない者の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ＊警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 ○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導 ○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導 ○各施設の設備に応じた換気 ＊施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ＊二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ＊換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ⊖マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

※取消線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1) 感染経路に応じた感染対策 ③接触感染対策 ❑ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 ❑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
(2) その他の感染対策 ④飲食時の感染対策 ❑ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知 ⑤イベント前の感染対策 ❑ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等） ○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑥出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（１）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 - 健康アプリの活用等による健康管理 - 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 - 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える - 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 - 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避 ■舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保 ■本番前後でのマスクの適切な着用 - イベント前後を含めた１．（２）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（抄）

第12回新型コロナウイルス
感染症対策分科会提言

Ⅲ. オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

【事業所】

○事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による“レベル3”への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒しで実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務なのか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。

- ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。
- ・感染が拡大している地域への出張は、マスクの着用等基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること。
- ・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用前後の消毒は徹底すること。
- ・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な（使用人数に応じた定期的な）換気、三密回避を徹底すること。
- ・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
- ・従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）を徹底すること。
- ・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。

○事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることとはできないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。